

東北運輸局報



東北運輸局マスコット
“とうほくろっ犬”

第1305号

令和3年1月4日

<https://www.tb.mlit.go.jp/tohoku/>

目次

年頭の辞	1	辞令	人事異動(東北運輸局長発令).....	4
行政処分	3			
	3			

年頭の辞

東北運輸局長 亀山 秀一

あけましておめでとうございます。
令和3年の新春を迎え、謹んで年頭のご挨拶を申し上げます。

新型コロナウイルスの感染拡大による緊急事態宣言の発出や「新しい生活様式」等は、私たちの生活に大きな変化をもたらしました。こうした中で交通・観光事業者の皆様におかれては、人々の地域の足として暮らしを守るため、物資の着実な輸送により経済活動を支えるため、そして国民に安心して観光を楽しんでもらうために、日々感染防止対策を講じながら、最前線で働いていただいていることに心から敬意を表し、感謝申し上げます。東北運輸局では、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策として、交通事業者や宿泊事業者が取り組む感染防止対策への支援を実施しているところです。

東日本大震災からまもなく10年を迎えますが、地方公共団体、交通・観光事業者、そして地域の皆様のご尽力のおかげで、被災地の復旧・復興は着実に進みました。東北運輸局も、震災からの復興を最重要任務として、全職員が一丸となって取り組んできました。しかしながら、被災地に暮らす方々の生活の再建やまちのにぎわいの再生など、真の復興への道のりはまだ途上にあります。東北運輸局は、来年度以降も「第2期復興・創生期間」として、交通をはじめとした生活に必要な環境の整備や魅力あるまちづくりなど、引き続き被災地の方々に寄り添った復興施策を実施していきます。

観光振興については、東北6県の外国人延べ宿泊者数を2020年に150万人泊とする目標を掲げ、取組を強化してきました。その成果もあり、2019年には168万人泊と目標を1年前倒しで達成したところです。現在は、新型コロナウイルス感染症の影響により、東北地方の国際航空路線は全便が運休となり、インバウンドは皆無の状況ですが、回復時に備えて準備しておくことが必要だと考えています。一方、国内観光については、感染症対策をしっかりと講じながら、Go Toトラベル事業等の観光需要喚起策をはじめ、地域と連携・協働した滞在プログラムの充実を推進します。今年4月から9月まで実施予定の東北デスティネーションキャンペーンは東北の観光をステップアップさせる絶好の機会ですので、地方公共団体やDMO、関連事業者の皆様の連携した取組を支援していきます。

また、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会では宮城県及び福島県においてサッカー・野球等の試合が行われる予定です。大会の成功に向けてそれぞれのイベントが円滑に開催されるよう、適切な交通手段確保の検討について支援するとともにその安全の確保等について役割を果たします。

地域公共交通については、市民の日常生活に不可欠であるものの、人口減少・少子高齢化が急速に進む東北地方では、その維持が難しい状況になってきています。昨年は、地域公共交通活性化再生法の改正法が施行され、地方公共団体には地域公共交通計画の策定が努力義務化されました。東北運輸局では、これまでも増して、地域の関係者による「生活の足」を守るための取組を支援すると同時に、改正法でも推進の枠組みが新たに規定された新モビリティサービス事業として、高齢者等の有効な移動手段となることが期待される自動運転技術や、MaaS等の新しいモビリティ・システムに係る地域の取組を後押しします。また、高齢者や障害者を含む全ての方々が円滑に移動できるよう、心のバリアフリーとあわせて様々な環境整備に取り組めます。

運輸関連分野の人材確保については、現在も深刻な担い手不足の状況にあることから、運転者・整備士・船員等を確保するための取組や次世代の人材育成に引き続き取り組めます。また、物流分野においては、働き方改革・生産性の向上のための取組の一環として、トラック輸送における取引環境や長時間労働の改善が進められています。その他、人流・物流を同時に行うことで人手不足問題の解決と生産性の向上を図る「貨客混載」や、流通業務を一体的に実施する「輸送網の集約」、「モーダルシフト」、「輸配送の共同化」等の輸送の効率化の動きが東北地方各地で広がってきており、これらの取組に対する支援を引き続き推進します。

運輸事業の最大の使命である安全・安心の確保については、運輸安全マネジメントや事業者に対する監査・指導を通じた安全意識の向上に努めるなど、各関係機関と連携しつつ、万全を期します。また、昨今、自然災害が多発化・激甚化する中で、防災・減災対策を講じ、万が一の発災時には、必要な人や物の輸送の確保や被災地の交通の早期の復旧について、迅速かつ適切な実施に向け、体制の強化とともに、地方公共団体や関係機関との連携強化にも努めます。

最後に、東北運輸局は、本年も国土交通省本省と緊密に連携しつつ、地方公共団体や事業者等の地域の皆様と協力しながら、東日本大震災からの復興、そして東北地方のより一層の活性化に向け、全力を挙げて取り組む所存です。皆様におかれても、引き続き、当局に対するご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

皆様のご健勝を心より祈念して、新年のご挨拶とさせていただきます。

行政処分

◆旅客自動車運送事業者に対する行政処分等

自動車交通部自動車監査官

県別	業種	事業者		処 分 理 由	処 分 内 容				
		氏名又は名称 代表者名	主たる事務所 対象営業所		処 分 年月日	処分の 種 類	停 止 車両数	停 止 日車数	違 反 点 数
宮城	乗用	有限会社泉中央タクシー (法人番号4370002018165) 目黒勝己	宮城県 仙台市泉区 本社営業所	(1)運転者に対する指導監督義務違反	R2.11.2	文書警告			/
岩手	乗用	有限会社北上タクシー (法人番号2400002009286) 立花徳久	岩手県北上市 本社営業所	(1)認可運賃・料金收受違反、(2)運転者に対する指導監督義務違反、(3)高齢運転者に対する指導義務違反、(4)高齢運転者に対する適性診断受診義務違反	R2.11.27	輸送施設の使用停止及び文書警告	2	40	4

◆貨物自動車運送事業者に対する行政処分等

自動車交通部自動車監査官

県別	業種	事業者		処 分 理 由	処 分 内 容				
		氏名又は名称 代表者名	主たる事務所 対象営業所		処 分 年月日	処分の 種 類	停 止 車両数	停 止 日車数	違 反 点 数
秋田	一般	羽後運送株式会社 (法人番号4410001000680) 一戸幸恵	秋田県秋田市 本社営業所	(1)乗務時間等の基準の遵守違反、(2)点呼の記録義務違反、(3)点呼の記録事項義務違反、(4)運転者に対する指導監督義務違反、(5)事故惹起運転者及び初任運転者に対する指導監督義務違反、(6)事故惹起運転者及び初任運転者に対する適性診断受診義務違反、(7)運行管理者の選任違反、(8)運行管理者の選任(解任)未届出違反	R2.11.4	事業停止	21	30	36
						輸送施設の使用停止及び文書警告	3	60	
岩手	一般	株式会社丸善配送 (法人番号9420002008783) 石黒善男	青森県八戸市 盛岡営業所	(1)乗務時間等の基準の遵守違反、(2)運転者に対する指導監督義務違反	R2.11.9	輸送施設の使用停止	3	60	6
青森	一般	有限会社弘前貨物 (法人番号6420002014025) 佐藤豊	青森県弘前市 本社営業所	(1)乗務時間等の基準の遵守違反、(2)点呼の実施義務違反、(3)運転者に対する指導監督義務違反	R2.11.18	文書警告			/

辞 令

人事異動

令和3年1月1日付
(国土交通省東北運輸局)

(東北運輸局長発令)

No. 1

発令事項	氏名	現職
自動車交通部貨物課	加藤 一 矢	【新規採用】
	以 上	